

自治体による太陽光発電への法定外目的税導入について

先般、岡山県美作市市議会において、太陽光発電事業者を対象にした法定外目的税「事業用発電パネル税」の創設条例案が可決されました。このような、自治体による太陽光発電設備への法定外目的税の導入に関して、太陽光発電に関わる多くの事業者が事業への影響を懸念しており、太陽光発電協会として、改めて「反対」の立場であることを表明致します。

また、弊協会だけではなく、再生可能エネルギー(再エネ)の促進を目的とする複数の団体・協議会が、本法定外目的税の導入について懸念を示し、反対する旨の意見を表明しております。

ご承知の通り、国は「2030年の温暖化ガス46%削減」、並びに「2050年のカーボンニュートラル(CN)」の実現を宣言し、「第6次エネルギー基本計画(エネ基)」においては、「S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す」とされております。とりわけ、計画から稼働開始までのリードタイムが短い太陽光発電については、2030年の導入見込みとして103.5GW~117.6GWと野心的水準が示され、従来(第5次エネ基)の64GWから大きく上方に見直されております。

弊協会としては、国の第6次エネ基の実現を視野に、「国と地域に求められるエネルギーを、地域と共に創り、地域社会との調和・共生・連携を図ることで、太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす主力エネルギー」となることを目指し、業界団体としての活動を日々推進しております。

また、太陽光発電の買取価格は10円/kWh程度に低下しておりますが、これからも発電コストのさらなる低減と電力市場への統合を進め、2030年頃にはFIT等の制度的支援に頼らずとも自立した電源として普及拡大が進むことを目指しております。

すなわち、太陽光発電にとって、これから2030年までの約8年間は、「2030年の温暖化ガス46%削減」、並びに地域と共生し自立した電源として「2050年のCN」の実現に貢献できるまでに成長できるかどうかを左右する、大変重要な期間であると考えます。

このように、太陽光発電の将来にとって大変重要な時期を迎えている状況下、もし、本法定外目的税が美作市で導入されることになれば、全国の多くの自治体に波及し、同様の税が全国各地で導入されることが懸念されます。もしそうなれば、単に太陽光発電の普及拡大に水を差すのみならず、地域と共生し自立した電源として成長することの足かせにもなりかねないと憂慮しております。

とりわけ、本法定外目的税に関しては、既設の案件についても遡及的に課税対象となるため、現時点で導入されていない自治体においても、将来同様の税が導入されれば、現在計画中のどの案件についても課税対象となるリスクがあることとなります。このことは、事業者にとってみれば、美作市に限らず、全国どこの自治体においても、同様の税が将来導入され遡及適用される可能性があることを前提に事業計画を策定することを迫られ、その影響が全国の太陽光発電の新規案件に及ぶことが懸念されます。

太陽光発電設備を対象とした本法定外目的税が、もし全国の自治体に波及した場合、具体的にどのような影響や懸念事項が想定されるかを以下に示します。

- **二重の税負担**：太陽光発電事業者にとっては、法人事業税や固定資産税にプラスした二重の税負担となり、新規投資や事業継続の意欲が削がれることが懸念される。
- **公平な競争の妨げ**：太陽光発電事業者に追加的に課税される法定外目的税は、自立化を目指す太陽光発電にとって、他の電源種の発電事業とのイコールフットィングが損なわれ、公平な競争が妨げられる。
- **事業予見性への影響**：既存設備の事業者にとって、自治体が後から課税すれば、想定された収益の確保が難しくなり、借入金の返済計画等の変更を迫られる恐れがある。
- **自立化を目指しこれから事業を開始する事業者への影響はより深刻**：FIT 価格が下がっている太陽光発電の場合、売電収入に対する税負担割合が大きくなり、自立化に向け努力している事業者の採算性に与える影響はより一層深刻となる。
 - ✓ 税率を、パネル設置面積 1 平方メートル当たり 50 円と仮定した場合、1kWh の売電収入に対し約 0.3 円の税負担となる（太陽光発電協会試算）。
 - ✓ 1 kWh 当たり 0.3 円の税負担は、2022 年度の事業用太陽光発電(50kW～250kW 未満)の FIT 買取価格である 1kWh 当たり 10 円とした場合、売電収入の 3%に相当する。（買取価格が下がれば下がる程、売電収入に対する税負担の割合が増えていく。）
- **長期安定稼働の妨げ**：国の主力電源となるには、20 年の FIT 買取期間終了後においても、長期間安定的に稼働することが肝要。この税が導入されれば、事業継続、並びに再投資の意欲が削がれ、長期安定稼働の妨げとなる恐れがある。

また、このような法定外目的税が全国の自治体に波及した場合、太陽光発電の FIT からの自立や主力電源化の妨げになるだけでなく、以下の通り、国（国民）と地域（住民）にもたらされる便益にも影響が及ぶことが懸念されます。

- **長期安定稼働がもたらす便益への影響**：二酸化炭素を排出しない純国産のエネルギー資源から電気を創る太陽光発電は、20 年の FIT 買取期間終了後の長期安定稼働によって、より大きな便益を地域と国民にもたらすことが可能となる。この税によって、長期安定稼働が妨げられれば、もたらされる便益を小さくしてしまうことが懸念される。
- **地域振興への影響**：太陽光発電事業者を対象とした法定外目的税によって、将来の新規投資・再投資、並びに長期安定稼働の足かせとなれば、固定資産税収入に加え、地産地消等の需給一体モデルの推進や発電設備の維持管理等による地域の雇用機会へも影響が及ぶ恐れがある

太陽光発電事業において、地域との共生、環境の保全、健全な事業運営は最重要課題であります。太陽光発電協会としては、自主的なガイドランの策定や啓発活動等によって、事業者による地域との共生、並びに事業の健全化の推進に取り組んでおります。例えば、2018年には「**太陽光発電事業の評価ガイド**」を策定し、現在、その普及活動に取り組んでいます。

国も、地域との共生を推進するために様々な取組を実施しております。例えば、2020年度からは、太陽光発電は**環境アセスの対象**となり、小規模な発電設備をも対象とした**事業者による自主アセスのためのガイドライン**が環境省によって策定されております。

法令遵守は当然のことながら、国や幣協会が定めたガイドライン等を最大限活用した事業者による自主的な取り組み、さらには**地域貢献型の太陽光発電事業**の普及活動は、我々の重要なミッションであり、これからも精一杯取り組んで参ります。

以上